

お客様各位

預金通帳の副印鑑廃止について

～盗難通帳等による支払を防止し、セキュリティを強化いたします～

お客さまが、副印鑑（通帳表紙の裏面に貼付しているお届印）の貼付された預金通帳を紛失されたり盗難にあたりすると、貼付してある副印鑑からお届印が偽造され、不正引き出しに悪用される可能性があります。

当組合ではお客さまの大切なご預金を、より一層安全にお預かりするために、平成24年10月1日（月）より副印鑑を廃止することいたしましたのでお知らせ致します。なお、今後のお取引については、「印鑑照合システム」の全店導入により、従来と変わりなく、お取引店以外の営業店でも通帳と印鑑によるご預金のお引き出しがご利用できます。

お客さまの通帳の取扱

1. 実施日

平成24年10月1日（月）

2. 副印鑑廃止対象となる預金通帳

普通預金（総合口座）通帳ならびに貯蓄預金通帳、納税準備預金通帳

3. 実施内容

- （1）新規及び通帳繰越時に作成する通帳には印鑑票を貼付いたしません。
- （2）印鑑票が貼付されている通帳をお持ちのお客さまには、窓口をご利用の際に通帳から印鑑票を取り除く手続きをさせていただきます。
また、窓口にご来店いただけない場合や使用済通帳については、お客さまご自身で通帳の印鑑票を取り除いていただいても差し支えございません。
- （3）普通預金、貯蓄預金については、通帳に印鑑票が貼付されていなくても、従来同様、当組合のどこの営業店窓口でもお取引いただけます。

※ なお、ご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

以上